（別記様式第１号）

計画作成年度	令和元年度
計画変更年度	令和４年度
計画主体	熊本県八代郡氷川町

氷川町鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞
担当部署名　熊本県八代郡氷川町農業振興課
所　　在　　地　熊本県八代郡氷川町島地６４２
電　話　番　号　０９６５−５２−５８５４（直通）
ＦＡＸ番号　０９６５−５２−３９３９
メールアドレス　noshin@hikawa.kumamoto.jp

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ（イノブタ含む）、ニホンジカ、タヌキ、アナグマ、カラス類、ヒヨドリ、カモ類、オオバン、カワウ
計画期間	令和２年度～令和４年度
対象地域	熊本県八代郡氷川町

（注）イノシシ（イノブタ含む）は、以下「イノシシ」という。

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和２年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品　目	被害数値	
イノシシ	果樹（梨、みかん等） 野菜（しょうが等）	955千円 46千円	0.3ha 0.1ha
	小計	1,001千円	0.4ha
ニホンジカ	果樹（梨、みかん等）	500千円	3ha
	小計	500千円	3ha
タヌキ	野菜（いちご）	601千円	0.2ha
	小計	601千円	0.2ha
アナグマ	果樹（もも）	1,600千円	3ha
	小計	1,600千円	3ha
ネズミ	野菜（いちご）	1,400千円	0.5ha
	小計	1,400千円	0.5ha
その他獣類（R1推定）	野菜（いちご）	328千円	0.01ha
	小計	328千円	0.01ha
カラス類	果樹（梨、みかん等）	3,318千円	5.05ha
	小計	3,318千円	5.05ha
ヒヨドリ	果樹（みかん、梨等） 野菜（キャベツ等）	735千円 3418千円	2.1ha 1.32ha
	小計	4,153千円	3.42ha
カモ類	野菜（レンコン等） 麦類（小麦）	7,393千円 1,636千円	24.11ha 11.33ha
	小計	9,029千円	35.44ha
オオバン（R1推定）	麦類（小麦） 野菜（キャベツ等）	11千円 655千円	0.10ha 0.17ha

	小計	666千円	0.27ha
カワウ （R2推定）	鮎	53千円	－
	小計	53千円	－
合計		22,649千円	51ha

（２）被害の傾向

【イノシシ】
　イノシシによる被害は、山間部や丘陵地で果樹や野菜の収穫期を中心に発生しており、果樹の枝折れなどの樹体被害や生姜の品質低下被害が近年増加している。また、住宅地付近への出没も増加しており、家庭菜園等の生活環境被害や人的被害も懸念されている。
【ニホンジカ】
　ニホンジカによる被害は、山間部や丘陵地で果樹の若芽や樹皮の食害等樹体被害を中心に発生しており、果樹の収量減少を引き起こしている。また、有袋梨を落果させたり、生姜の土壌消毒を行う被覆材を踏み破り、根茎腐敗病のまん延を引き起こす被害も発生している。
【タヌキ】
　タヌキによる被害は、山間部から平野部まで広範囲にわたり、いちごの食害を中心に近年増加しており、ハウスバントや被覆資材等の破損被害も同時に発生している。また、住宅地への出没も増加しており、住宅地での糞害等生活環境被害も発生している。
【アナグマ】
　アナグマによる被害は、山間部や丘陵地で家庭菜園の被害が発生しており、今後桃やとうもろこし等の農作物被害の拡大が懸念される。また、住宅地付近への出没も増加しており、生活環境被害や人的被害も懸念されている。
【カラス類】
　カラス類による被害は、果樹が多くの割合を占めており、山間部や丘陵地において着果から収穫期まで長期にわたる被害が発生している。平野部においては、露地野菜の定植後の引抜被害も発生している。また、今後、小麦の発芽後の引抜被害が懸念されている。
【ヒヨドリ】
　ヒヨドリによる被害は、山間部から平野部まで広範囲にわたり、収穫期の果樹や野菜の食害が発生している。また、年によって飛来数が大きく増減するため、被害量や被害額も年によって大きく増減する傾向にある。
【カモ類】
　カモ類による被害は、海岸及び河川に近い平野部において、れんこんやキャベツ等の露地野菜の食害が発生している。近年、飛来数が増加しているため、今後の被害拡大が懸念されている。

【オオバン】
　オオバンによる被害は、海岸及び河川に近い平野部において、キャベツ等の露地野菜の食害を中心に発生しており、近年被害が拡大している。近年、飛来数が増加しているため、今後の被害拡大も懸念されている。
【カワウ】
　カワウについては、氷川流域にて飛来が確認されている。主に鮎の遡上期、産卵期に捕食による被害が発生しており、被害の拡大が懸念される。

※被害の傾向については、主な鳥獣種のみ記載。

（３）被害の軽減目標

指標（被害金額）	現状値（R2年度）	目標値（R4年度）	軽減率
イノシシ	1,001千円	900千円	10.0%
ニホンジカ	500千円	450千円	10.0%
タヌキ	601千円	541千円	10.0%
アナグマ	1,600千円	1,440千円	10.0%
カラス類	3,318千円	2,986千円	10.0%
ヒヨドリ	4,153千円	3,738千円	10.0%
カモ類	9,028千円	8,125千円	10.0%
オオバン	666千円	599千円	10.0%
合　計	20,867千円	18,779千円	10.0%

指標（被害面積）	現状値（R2年度）	目標値（R4年度）	軽減率
イノシシ	0.4ha	0.36ha	10.0%
ニホンジカ	3ha	2.70ha	10.0%
タヌキ	0.3ha	0.27ha	10.0%
アナグマ	3ha	2.70ha	10.0%
カラス類	5.05ha	4.54ha	10.0%
ヒヨドリ	3.42ha	3.08ha	10.0%
カモ類	35.44ha	31.90ha	10.0%
オオバン	0.27ha	0.24ha	10.0%
合　計	50.88ha	49.75ha	10.4%

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・平成24年10月に鳥獣被害対策実施隊を設置し、対象鳥獣の捕獲に取組んでいる。 ・捕獲報奨金の交付 　ニホンジカ：12,000円／頭	・実施隊員の高齢化 ・ニホンジカの捕獲対策報奨金など経費増加による財政負担の増加 ・捕獲個体数の増加に伴い、解

	イノシシ　：　7,000円／頭 カラス　　：　　500円／羽 ヒヨドリ　：　　500円／羽 ・町で捕獲用くくり罠を整備し、実施隊員へ貸与している。 ・捕獲個体は捕獲者によって、適切に解体・埋設されている。	体や埋設処理の労力増加、埋設場所の確保 ・捕獲後の個体のジビエ利活用が不十分である。 ・周辺自治体との捕獲連携・強化、情報共有 ・イノシシ、ニホンジカ、タヌキ及びアナグマの生息範囲の拡大 ・住宅地周辺や平野部では銃器使用が困難なため、別手段（わな、追い払い等）による対策が必要。
防護柵の設置等に関する取組	・町単独で、被害防止策として、電気柵等設置費用の一部補助を実施。 H28年度：8箇所/2,759m/1.4ha H29年度：1箇所/354m/0.9ha H30年度：3箇所/900m/1.1ha ・鳥獣被害防止総合対策事業を活用した防護柵を設置。 H30年度：2地区/1,547m/1.55ha	・農家の高齢化及び担い手不足による放任果樹園や耕作放棄地の増加。 ・小規模の農用地が多い中山間地域では、一体的に囲む防護柵の整備が進んでいない。 ・有害鳥獣の潜み場となっている耕作放棄地の解消、放任果樹園の除去（緩衝帯の整備）等の自己防衛策が未整備であり、自らの集落や農地は自ら守るという地域住民の意識付けや啓発が課題となっている。
生活環境管理その他の取組	・鳥獣被害防止総合対策事業を活用し、被害防止に関する講習会を実施。	・被害防止の効果的な対策が確立されていないため、効果検証が必要。

（５）今後の取組方針

氷川町では、鳥獣被害防止計画（令和2～4年度）を策定するにあたり、対象鳥獣別に被害金額及び面積の軽減目標を設定し、現状（令和2年度）より約10%減の18,779千円、49.75haとした。氷川町鳥獣被害対策協議会と氷川町鳥獣被害対策実施隊を中心に取組んできた捕獲活動や防護柵の設置等の活動や担い手の育成（狩猟免許取得支援等）を継続していくとともに、研修会の開催や地域住民への周知により、有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりの推進に取り組んでいく。

なお、近年被害が増加しているタヌキ・アナグマ・カモ類・オオバンにも捕獲報奨金を交付し、被害軽減を図っていく。 また、鳥害対策として、猛禽類や追い払い機器等を使った追い払いや捕獲も検討・実施していく。 今後の計画 ①地域の意識改革による被害防除体制整備に向けた取組みの実施。 ②捕獲と侵入防止の両面での被害防止対策の推進。 ③隣接する市町村との一斉捕獲体制の確立。 ④捕獲に従事する狩猟後継者の育成対策の実施。 ⑤有害鳥獣の生息状況と生態調査を各関係機関と連携して進める。 ⑥銃器での捕獲が困難な住宅地周辺において、罠による捕獲圧を高める。 ⑦鳥害対策として、猛禽類や追い払い機器等を使った追い払いや捕獲も検討・実施していく。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

氷川町鳥獣被害対策実施隊	鳥獣被害防止計画等により捕獲計画を作成し、計画に沿って有害鳥獣の捕獲を行う。主として対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる隊員については、対象鳥獣捕獲員として任命し、対象鳥獣捕獲を推進する。 また、通年発生するイノシシ、ニホンジカによる被害に対しては、わな又はライフル銃以外の猟銃による捕獲を基本とするが、これらの方法による捕獲が困難な場合には、射程が長く、捕獲能力が高いライフル銃による捕獲を実施する。

（２）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
２年度	イノシシ ニホンジカ タヌキ アナグマ カラス類 ヒヨドリ カモ類 オオバン	氷川町鳥獣被害対策協議会や氷川町鳥獣被害対策実施隊と連携し、捕獲機材等の導入を進める。 また、捕獲従事者となる担い手の確保のため、狩猟免許取得のための講習会費助成を行うとともに、担い手の育成のため、研修会等により捕獲技術の向上を図る。 近年被害が増加しているタヌキ・アナグマ・カモ類・オオバンにも捕獲報償金を交付し、被害軽

		減を図っていく。
３年度	イノシシ ニホンジカ タヌキ アナグマ カラス類 ヒヨドリ カモ類 オオバン	氷川町鳥獣被害対策協議会や氷川町鳥獣被害対策実施隊と連携し、捕獲機材等の導入を進める。 また、捕獲従事者となる担い手の確保のため、狩猟免許取得のための講習会費助成を行うとともに、担い手の育成のため、研修会等により捕獲技術の向上を図る。 近年被害が増加しているタヌキ・アナグマ・カモ類・オオバンにも捕獲報償金を交付し、被害軽減を図っていく。 鳥害対策として、猛禽類や追い払い機器等を使った追い払いや捕獲も検討・実施していく。
４年度	イノシシ ニホンジカ タヌキ アナグマ カラス類 ヒヨドリ カモ類 オオバン カワウ	氷川町鳥獣被害対策協議会や氷川町鳥獣被害対策実施隊と連携し、捕獲機材等の導入を進める。 また、捕獲従事者となる担い手の確保のため、狩猟免許取得のための講習会費助成を行うとともに、担い手の育成のため、研修会等により捕獲技術の向上を図る。 近年被害が増加しているタヌキ・アナグマ・カモ類・オオバンにも捕獲報償金を交付し、被害軽減を図っていく。 鳥害対策として、猛禽類や追い払い機器等を使った追い払いや捕獲も検討・実施していく。

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

捕獲実績数

鳥獣の種類	平成28年度	平成29年度	平成30年度
イノシシ	94	75	75
ニホンジカ	203	234	287
タヌキ	0	0	5
アナグマ	0	0	3
カラス類	168	138	131
ヒヨドリ	108	93	108
カモ類	0	0	0
オオバン	0	0	0
カワウ	0	0	0

対象鳥獣の捕獲計画にあたっては、熊本県が作成している第二種特定鳥獣管理計画に基づき、以下のとおり捕獲数の設定を行う。

①イノシシ
　被害金額・面積ともに減少傾向であるが、被害金額・面積ともに対象鳥獣の中で多くの割合を占めており、今後も個体数減少が必要なため、捕獲強化を図り、捕獲計画を３００頭とする。

②ニホンジカ
　捕獲実績の増加に伴い、被害金額・面積は平成２８年度をピークに減少傾向であるが、被害金額・面積ともに多く、今後も個体数減少が必要なため、捕獲強化を図り、捕獲計画を４５０頭とする。

③タヌキ
　被害金額・被害面積は平成２８年度以降増加傾向であり、今後被害が拡大することが予想されることから、捕獲計画を１００頭とする。

④アナグマ
　平成２９年度までは捕獲実績はなかったが、近年目撃情報が増加しており、今後果樹や野菜への被害が拡大すると予想されることから、捕獲計画を１００頭とする。

⑤カラス類
　被害が山間部から平野部まで町内全域で発生しており、被害金額・面積ともに対象鳥獣の中で最も多くの割合を占めている。これまでの捕獲実績を参考に、捕獲計画を２００羽とする。

⑥ヒヨドリ
　被害は、果樹や野菜に対して発生しており、過去３年間は横ばいで推移しているが、年によっては飛来数が多く、被害の発生量が大きく増加することもある。飛来数が増加、捕獲者の増加を想定し、捕獲計画数を１５００羽とする。

⑦カモ類
　過去において捕獲実績はないが、被害は野菜・小麦・工芸作物（い草）に対して平野部で発生しており、近年の飛来数増加に伴い農作物被害は今後拡大すると予想され、今後捕獲強化を図り、捕獲計画数を４００羽とする。

⑧オオバン
　過去において捕獲実績はないが、被害は野菜・小麦に対して平野部で発

生しており、近年の飛来数増加に伴い農作物被害は今後拡大すると予想されることから、捕獲計画数を５０羽とする。

⑨カワウ
　氷川流域において、鮎等の食害被害が確認されており、被害の拡大が起こる前に漁協・近隣市町村と連携し捕獲や追い払いに努め、捕獲計画数を５０羽とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	２年度	３年度	４年度
イノシシ	２００	３００	３００
ニホンジカ	４５０	４５０	４５０
タヌキ	１００	１００	１００
アナグマ	１００	１００	１００
カラス類	２００	２００	２００
ヒヨドリ	６００	１０００	１５００
カモ類	５０	５０	４００
オオバン	５０	５０	５０
カワウ	－	－	５０

捕獲等の取組内容
年間を通して捕獲取組を行っており、イノシシ、ニホンジカ、タヌキ、アナグマ、カラス類、ヒヨドリ、カモ類、オオバン、カワウを対象とした銃器・わな等による予察捕獲を中心に行う。 また、隣接する市町村と連携し、同一期間での捕獲も実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
通年発生するイノシシ、ニホンジカによる被害に対しては、わな又はライフル銃以外の猟銃による捕獲を基本とするが、これらの方法による捕獲が困難な場合には、射程が長く、捕獲能力が高いライフル銃による捕獲を実施する。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
氷川町全域	ニホンジカ、アナグマ、オオバン

４．防護柵の設置等に関する事項
（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容

	２年度	３年度	４年度
イノシシ ニホンジカ	電気柵 2ha（3,000m） 金属柵・ワイヤーメッシュ柵 3ha（4,500m）	電気柵 2ha（3,000m） 金属柵・ワイヤーメッシュ柵 3ha（4,500m）	電気柵等 2ha（3,000m） 金属柵・ワイヤーメッシュ柵 3ha（4,500m）

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	２年度	３年度	４年度
イノシシ ニホンジカ	設置圃場の耕作者による侵入痕の確認、破損箇所確認のため定期的な見廻りを行う。		

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
２年度	イノシシ ニホンジカ タヌキ アナグマ カラス類 ヒヨドリ カモ類 オオバン	集落において、懇談会、研修会等の普及啓発を進めるとともに、住民が主体的に緩衝帯の設置や追い払い活動等を行えるような体制整備の支援を行う。
３年度	イノシシ ニホンジカ タヌキ アナグマ カラス類 ヒヨドリ カモ類 オオバン	集落において、懇談会、研修会等の普及啓発を進めるとともに、住民が主体的に緩衝帯の設置や追い払い活動等を行えるような体制整備の支援を行う。
４年度	イノシシ ニホンジカ タヌキ アナグマ カラス類 ヒヨドリ	集落において、懇談会、研修会等の普及啓発を進めるとともに、住民が主体的に緩衝帯の設置や追い払い活動等を行えるような体制整備の支援を行う。

	カモ類 オオバン カワウ	

６．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
熊本県	県関係機関との連絡調整
八代警察署	捕獲・追払い時の地域住民の安全確保
氷川町鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の捕獲、追払い
氷川町	関係機関への連絡、有害鳥獣捕獲許可、 鳥獣被害対策実施隊への出動命令、 防災行政無線等による住民への周知

（２）緊急時の連絡体制

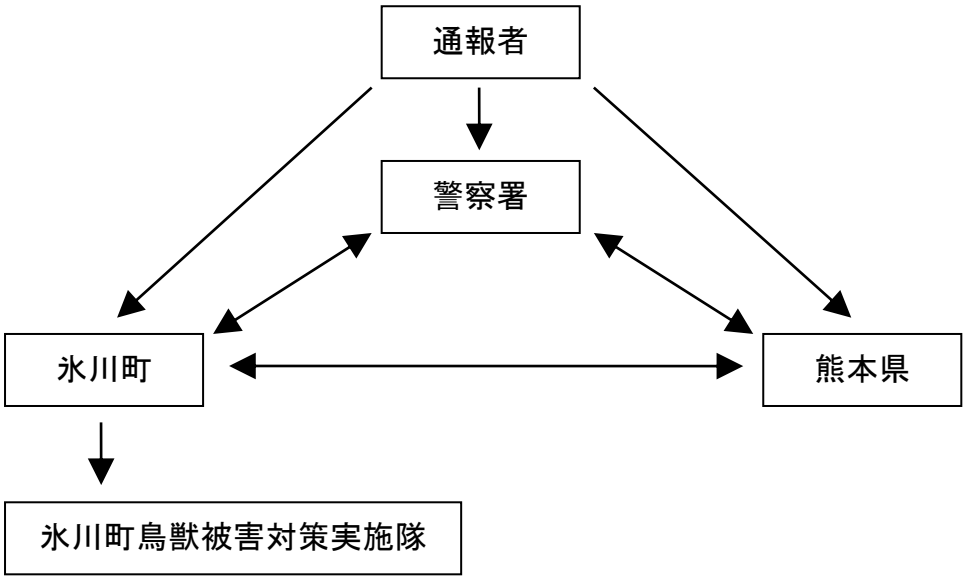

通報者からの通報を受けた機関が、関係機関（氷川町、警察署、県）に情報を伝達する。

７．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、持ち帰りによる自家消費、又は埋設による処理を行うこととする。

ただし、近隣の解体処理施設への持込が可能な場合は、施設にて解体処理し、鳥獣の有効活用を図る。

８．捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	該当なし

（２）処理加工施設の取組

該当なし

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

協議会の名称	氷川町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
熊本県猟友会氷川支部	有害鳥獣関連情報の提供及び有害鳥獣捕獲を行う。
氷川町農家組合長会	農家との連絡調整、被害情報の提供、農家への有害鳥獣対策に関する意識啓発活動を行う。
熊本県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供及び鳥獣保護管理に関する業務を行う。

八代地域農業協同組合 ひかわ営農センター	対象地域を巡回し、営農技術指導・情報提供を行う。
熊本県農業共済組合 八代・芦北支所	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
八代森林組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
熊本南部森林管理署 八代森林事務所	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
氷川町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣捕獲の実施及び被害防止活動を行う。
氷川町農業委員会	有害鳥獣関連情報及び農地情報等の提供を行う。
氷川町農業振興課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整、町民への有害鳥獣対策への意識啓発活動を行う。

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
熊本県県南広域本部農林水産部農業普及・振興課、林務課	アドバイザーとして鳥獣関連及び被害防止技術の情報提供を行う。

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成２４年１０月１日設置。

設置後は、有害鳥獣捕獲活動を中心に、地域の被害防止活動を行う。隊員は、氷川町の鳥獣被害対策担当課の職員及び熊本県猟友会会員で編成し、隊長は鳥獣被害対策担当課長をもって充てる。隊員数は５０名以内とする。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

捕獲従事者となる担い手の確保のために、県が認定している認定鳥獣捕獲等事業者の活用に努める。

実施隊を中心とした有害鳥獣捕獲活動に加え、有害獣の温床となる耕作放棄地の刈り払い、放任果樹の除去（緩衝帯の整備）など地域住民に対する啓発を協議会と地域で連携しながら進めていく。

また、侵入防護については、防護柵等を設置する地域や受益者等の協力を得て、設置する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策については、広域的かつ効果的に実施するため、今後、近隣市町村との連携を図っていく。